

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 高圧注水系タービン排気ドレン隔離二次弁の点検時、操作空気電磁弁用ケーブルに被覆の劣化が認められたため、当該ケーブルを修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 取水路スクリーン洗浄水サイクロンセパレータ入口／出口圧力指示計の点検時、圧力計内部に雨水の混入が認められたため、当該圧力計を修理 | D | |
| 3 | 1号機 | 高圧注水系タービン蒸気ドレン隔離一次弁の点検時、空気駆動部ベント孔にエアリークが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 4 | 1号機 | 循環水ポンプ出口圧カススイッチの点検時、計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 5 | 1号機 | 放射性廃棄物処理建屋使用済樹脂タンク（A）入口弁において、操作空気圧力調整弁ユニオン部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 6 | 1号機 | 復水貯蔵タンクベントフィルターユニット差圧計の点検時、指示計の内部機構の腐食及び指示不良が認められたため、当該指示計を交換 | D | |
| 7 | 1号機 | 主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査時、検査手順書に記載漏れが認められたため、当該手順書を改訂・対応検討 | C | |
| 8 | 1号機 | 格納容器雰囲気モニタラックサンブLOWER冷却水出口逆止弁の点検時、弁体サイドワッシャーの破損が認められたため、当該部品を交換 | D | |
| 9 | 1号機 | 中央操作室換気空調機（HVA-1A）において、空調機停止に伴う流量低下時に発生する警報「流量低」が発生しない事象が認められたため、当該流量スイッチを点検・修理 | D | |
| 10 | 2号機 | タービン補機冷却水ポンプ（B）カップリング側ドレン配管において、継手部よりリーク（1滴／5秒）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 11 | 2号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニットエリアページング脇ケーブル中継箱において、ビスの紛失（1個）が認められたため、当該ビスを取付 | D | |
| 12 | 2号機 | 原子炉建屋1階北側原子炉直流250V配電盤（2A）の裏盤において、ビスの紛失（1個）が認められたため、当該ビスを取付 | D | |
| 13 | 2号機 | 原子炉建屋1階南東コーナー階段付近の端子箱において、ビスの紛失（4個）が認められたため、当該ビスを取付 | D | |
| 14 | 2号機 | 6.9Kv高圧閉鎖配電盤（メタクラ）接地装置収納箱（2SB）において、ビスの紛失（1個）が認められたため、当該ビスを取付 | D | |
| 15 | 2号機 | 原子炉残留熱除去系熱交換器（A）レベルコントロール用信号変換器において、計装配管に曲がり角が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |
| 16 | 3号機 | 廃棄物処理系床ドレンろ過器出口流量計器元弁（高圧側）において、ハンドル固定ナット及びワッシャーの紛失が認められたため、当該部を取付 | D | |
| 17 | 4号機 | 過渡現象記録装置の点検時、入出力装置ユニットが正常にもかかわらず「入出力装置2の異常」の誤警報が認められたため、当該検出部を修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|-------------------------------|
| 18 | 4号機 | 主発電機固定子冷却水電導度計において、打点2（発電機出口冷却水）の指示値にオバースケールが認められたため、当該指示計を点検・修理 | D | |
| 19 | 4号機 | 原子炉隔離時冷却系ポンプ入口配管のドレン弁（1箇所）において、ハンドルに損傷が認められたため、当該ハンドルを交換 | D | |
| 20 | 4号機 | 計測用分電盤遮断器の点検時、操作レバーを「切」操作出来ないことが認められたため、当該遮断器を修理 | C | H20年7月23日再審議にてグレード変更 D → C |
| 21 | 5号機 | 原子炉再循環系M/Gセット（A・B）巻線温度記録計の定例点検時、リレーユニットに不良が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 22 | 集中環境施設 | 補助ボイラー（B）蒸気ドラム水面計において、ガラス部より蒸気リークが認められたため、当該水面計を点検・修理 | D | |
| 23 | 集中環境施設 | 雑固体焼却炉（A）固着灰除去装置の灰ドラム移動台車において、レール上の異物による動作不良が認められたため、当該部を清掃 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで